

(1) 角田市子ども計画について (子ども計画より抜粋)

(1) 法的位置づけ

子ども計画とは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイング)を実現していくための計画であり、「第2期角田市子ども・子育て支援事業計画」に位置付けた「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」に加え、新たに「市町村子ども・若者計画」「市町村におけるこどもの貧困対策計画」を包含した計画です。

なお、計画の策定に当たっては、国から示される「こども大綱」及び「こども計画策定ガイドライン」を勘案します。

■包含する計画と根拠法

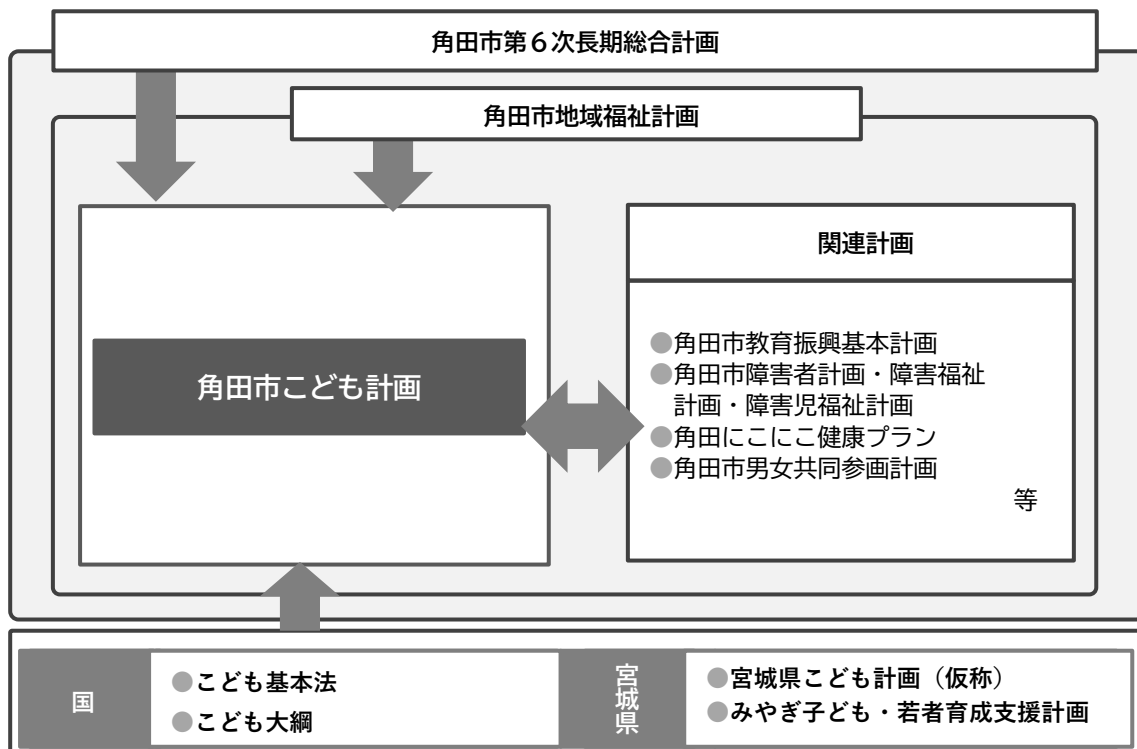
- ① 市町村子ども計画（こども基本法第10条第2項に規定）
- ② 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条に規定)
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条に規定)
- ④ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定)
- ⑤ 市町村におけるこどもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定)

(2) 庁内の計画における位置づけと計画期間

「こども計画」は、市の「総合計画」に基づく児童福祉・教育分野の個別計画であり、子ども・若者に係る総合的な計画でもあります。また、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や教育振興の基本となる「教育振興基本計画」等との整合を図りながら策定します。

なお、本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。

■計画の位置づけ



1 基本理念

こども・若者は、未来を担う大切な存在であるとともに、彼らが心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。平成27年3月に策定した「第1期角田市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に策定した「第2期角田市子ども・子育て支援事業計画」では、計画の基本理念として、平成19年1月に制定した「かくだ市民子育て憲章」の趣旨に基づき「家庭で、仲間で、地域で、みんなが子育てを楽しむ心ゆたかな角田っ子の育成」と定めて、取り組みを推進してきました。一方で、全国的に人口減少や少子化の進行が止まらず、児童虐待やこどもの貧困など、こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題も深刻化・複雑化しています。

今後は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長できる環境づくりが重要です。また、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現に向け、様々な施策を展開することが求められています。

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつも、上記の新たな社会情勢も踏まえ、乳幼児期～学童期・思春期～青年期、子育て世代といった各ステージに応じて様々な支援を展開していくため、以下の基本理念を新たにかかげます。この基本理念をもとに、こどもや若者が自分らしく希望を持って生き、「こどもまんなか社会」より、さらにこども・若者に寄り添った「こども **”ど”** まんなか」の社会を目指し、「角田市に生まれ育って良かった」「角田市でずっと子育てをしたい」と感じてもらえるようなまちづくりを推進していきます。

《基本理念》

こども・若者 どまんなかの やさしい社会を目指して

かくだ市民子育て憲章

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく「かけがえのない社会の宝」であり、子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

私たち角田市民は、未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、子どもたちの育つ環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進するため、ここに「かくだ市民子育て憲章」を定めます。

- ・元気な赤ちゃんの誕生を願い、安心して生み育てられる環境をつくります。
- ・地域の子どもも我が子と同じ、明るく元気で健やかな子どもに育てます。
- ・一人ひとりの個性を認め合い、命を大切にし、感謝の心と思いやりのある子どもに育てます。
- ・自ら判断する力を養い、社会の一員として責任ある行動ができる子どもに育てます。
- ・人と自然を大切にし、ふるさとを愛する子どもに育てます。

2 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
こども・若者 どまんなかの やさしい社会を目指して	I こども・若者の権利を守る	(1) こども・若者の権利の周知啓発 (2) 児童虐待防止対策・いじめ防止対策の推進
	II ライフステージに応じた支援	(1) 情報発信と相談支援体制の充実 (2) 保健医療、健康づくりと心身の成長への支援 (3) 子育て家庭への経済的支援
	III 良好な成育環境の確保	(1) 質の高い教育・保育環境の提供 (2) こども・若者の居場所づくりの推進 (3) 安全・安心を実感できる環境の推進 (4) 地域ぐるみの子育て支援体制の推進 (5) 支援が必要なこども・若者を支える施策の推進
	IV こども・若者の貧困と格差の解消	(1) 経済的困難を抱える家庭への支援 (2) ひとり親家庭への支援の充実
	V 若い世代の生活基盤の安定	(1) 社会全体での出会い・結婚の支援 (2) ニーズに応じた共働き・共育での支援